

○岩手県警察技能指導官及び準技能指導官の運用に関する要綱の制定について

(平成21年4月13日岩人財第144号警察本部長)

各 部 長
首 席 監 察 官
各 所 属 長

みだしの要綱を別添のとおり制定し、平成21年5月1日から施行するので誤りのないようにされたい。

なお、岩手県警察技能指導官に関する要綱の制定について（平成7年5月26日付け岩警務発第55号）は、廃止する。

別添

岩手県警察技能指導官及び準技能指導官の運用に関する要綱

(目的)

第1 この要綱は、技能指導官及び準技能指導官（以下「技能指導官等」という。）の警察実務に関する専門的な技能又は知識（以下「専門的技能等」という。）を活用の上、職員に対する効果的な指導教養を実施し、もって現場執行力の維持強化を図ることを目的とする。

(技能指導官等に充てる職員)

第2 技能指導官は、卓越した専門的技能等を有する者で、45歳以上であり、かつ、岩手県警察職員の勤務評定に関する訓令（昭和36年岩手県警察本部訓令第10号、以下「勤務評定訓令」という。）に規定する勤務成績の総合評定が、直近3年間において、C（普通）以上の評価で、当該専門的技能等に係る実務経験が15年以上の警部補以上又はこれと同等の職にある一般職員のうち、技能指導官審査委員会の審査を経た者を充てるものとする。ただし、真に技能指導官としてふさわしいと認められる者であれば、40歳以上又は当該専門的技能等に係る実務経験が10年以上の者を充てることができるものとする。

2 準技能指導官は、優れた専門的技能等を有する者で、40歳以上であり、かつ、勤務評定訓令に規定する勤務成績の総合評定が、直近3年間において、C（普通）以上の評価で、当該専門的技能等に係る実務経験が10年以上の警部補以上又はこれと同等の職にある一般職員のうち、準技能指導官審査委員会の審査を経た者を充てるものとする。

(技能指導官等の配置所属)

第3 技能指導官等は、原則として当該技能指導官等有する専門的技能等を所管する警察本部内の所属に配置するものとする。

(技能指導官等の職務)

第4 技能指導官等は、当該技能指導官等の所属長の命を受け、次に掲げる方法により専門的技能等に関し職員に対する指導教養を行うものとする。

(1) 所属内における集合教養

- (2) 他の所属長からの要請に基づく講習会、研修会等の集合教養
- (3) 通常の職務を遂行しながら行う個別教養
- (4) 質疑等における個別教養
- (5) 教養資料の作成、配付
- (6) 前各号に掲げるもののほか、専門的技能等の種別その他の事情に応じ適当と認められる方法による教養
(技能指導官等の審査)

第5 技能指導官等の指定及び解任に関する審査を行うため、警察本部に技能指導官審査委員会及び準技能指導官審査委員会を置く。

2 技能指導官審査委員会は、次に掲げる者をもって構成する。

- (1) 委員長は、警務部長をもって充てる。
- (2) 委員は、生活安全部長、刑事部長、交通部長、警備部長、警務課長及びその他委員長が指名する者をもって充てる。

3 準技能指導官審査委員会は、次に掲げる者をもって構成する。

- (1) 委員長は、警務部長をもって充てる。
- (2) 委員は、当該専門的技能等に係る業務を主管する部長（以下「業務主管部長」という。）、当該専門的技能等に係る業務を主管する所属長（以下「業務主管所属長」という。）、警務課長、人財育成課長及びその他委員長が指名する者をもって充てる。

(技能指導官等候補者の報告及び推薦)

第6 技能指導官等候補者（以下「候補者」という。）の報告及び推薦は、次により行うものとする。

- (1) 業務主管所属長は、候補者を技能指導官等候補者報告書（様式第1号）により業務主管部長に報告するものとする。
- (2) 業務主管部長は、報告を受けた候補者の中から技能指導官等としてふさわしいと認められる者について、技能指導官等候補者推薦書（様式第2号）により意見を付し、委員長に推薦するものとする。

(技能指導官等の任命)

第7 本部長は、技能指導官審査委員会の審査結果に基づき、技能指導官を任命するものとする。

2 警務部長は、準技能指導官審査委員会の審査結果に基づき、準技能指導官を任命するものとする。

(技能指導官等の解任)

第8 次に掲げる場合は、技能指導官等を解任するものとする。

- (1) 病気等により技能指導官等としての職務ができない場合
- (2) その他技能指導官等としてふさわしくないと認めた場合

(技能指導官等名簿の作成)

第9 人財育成課長は、技能指導官等が任命されたときは、技能指導官等名簿（様式第3号）を作成するとともに、書面をもって各所属長に氏名、専門的技能等の周知を図るものとする。ただし、専門的技能等の種別により周知を図ることが適当でない場合は、この限りでない。

(技能指導官等の派遣要請)

第10 技能指導官等による集合教養を必要とする所属長は、技能指導官等派遣教養要請書（様式第4号）により、人財育成課長を経由し技能指導官等が所属する所属長に技能指導官等の派遣要請をするものとする。

（技能指導官等の所属する所属長の任務）

第11 技能指導官等の所属する所属長は、技能指導官等による指導教養を計画的かつ効果的に実施するものとする。

2 技能指導官等の所属する所属長は、他の所属長から技能指導官等の派遣要請を受けたときは、協議の上、日程等の調整を図り指導教養を実施させるものとする。

3 技能指導官等の所属する所属長は、他の所属長から技能指導官等の派遣要請を受け集合教養を実施させたときは、その実施概要を技能指導官等派遣教養実施結果報告書（様式第5号）により、翌月10日までに、人財育成課長を経由し本部長に報告するものとする。

（事務の処理）

第12 本要綱に関する事務は、人財育成課において行う。

附 則

この要綱は、平成21年5月1日から施行する。

（業務主管部長） 殿

（業務主管所属長）

技能指導官等候補者報告書

種 別	<input type="checkbox"/> 技能指導官候補者 <input type="checkbox"/> 準技能指導官候補者				
現所属		階 級		職 名	
氏 名		生年月日	年 月 日（ 歳）		

専門的技能の種別		経験年数	年	
拝命年月日(勤続)	年 月 日（ 年）			
本人が有する専門的 技能等の概要				
専門的技能等に関 する経歴等の概要				
担当した主な事案 と 役 割				
能 力 ・ 評 定	年 別			
	勤 務 評 定			
	実務能力評価			
表 彰 受 賞 状 況 (本部長賞誉以上)				
報 告 理 由				

- 備考 1 能力・評定は過去3年間について記載すること。
2 必要により資料を添付すること。

技能指導官等審査委員長 殿

（業務主管部長）

技能指導官等候補者推薦書

種 別	<input type="checkbox"/> 技能指導官		<input type="checkbox"/> 準技能指導官	
現所属		階 級		職 名
氏 名		生年月日	年 月 日（ 歳）	

専門的技能等の種別		経験年数	年
拝命年月日（勤続）	年 月 日（ 年）		
本人が有する専門的 技 能 等 の 概 要			
専門的技能等に関する 経 歴 等 の 概 要			
担当した主な事案 と 役 割			
能 力 ・ 評 定	年 別		
	勤 務 評 定		
	実務能力評価		
表 彰 受 賞 状 況 （本部長賞誉以上）			
推 薦 理 由			
業 務 主 管 部 長 意 見			

- 備考 1 能力・評定は過去3年間について記載すること。
2 必要により資料を添付すること。

第 号
年 月 日

（技能指導官の所属する所属長） 殿

（要請所属長）

技能指導官等派遣教養要請書

技能指導官等	<input type="checkbox"/> 技能指導官 <input type="checkbox"/> 準技能指導官 （氏 名）
要請年月日時	年 月 日（ ） 時 分 から 時 分 まで
教養対象者数	約 名
実施計画	
備考	
調整結果	<input type="checkbox"/> 派遣する <input type="checkbox"/> 派遣しない <input type="checkbox"/> その他（ ）

第 年 月 日
号

岩手県警察本部長 殿

(所 属 長)

技能指導官等派遣教養実施結果報告書（ 月分）

種 別	<input type="checkbox"/> 技能指導官 <input type="checkbox"/> 準技能指導官
氏 名	

実施月日	派遣先所属	対象者数	実施概要
月 日		約 名	

備 考	
-----	--

備考 派遣要請に基づき集合教養を実施した技能指導官等の所属長が報告すること。